



市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申（案）について

— 令和5年8月28日付け諮問第28号 —

令和6年12月16日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課

① 2020年のNTT法等改正法の**施行後3年見直し規定に基づき**、時代に即した制度の見直しを行うため、**2023年8月**、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」を諮問。**以下の4点の確保等を基本**として議論。

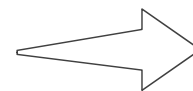
- ・通信サービスが「全国に届く」
- ・「国際競争力」を確保する
- ・「低廉で多様」なサービスが利用できる
- ・「経済安全保障」を確保する

② 第一次答申（2024.2）は、**国際競争力の強化を進める上で早期に結論が得られた事項を「速やかに実施すべき事項」、それ以外の事項を「今後更に検討を深めていくべき事項」として整理。最終答申（案）は後者に関するもの。**

第1ステップ

速やかに
実施すべき事項

- ・ 研究開発に関する責務の廃止
- ・ 外国人役員規制の緩和
- ・ 役員選解任認可の緩和 等

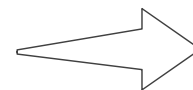


第一次答申を踏まえ、
改正NTT法で措置
2024年4月成立（同月施行）

第2ステップ

今後更に検討を
深めていくべき事項

1. **ユニバーサルサービス**の確保
2. **公正競争**の確保
3. **国際競争力**の確保
4. **経済安全保障**の確保
5. NTTに関する規律の**担保措置等**



ワーキンググループでの議論等を踏まえ、
最終答申（案）
を取りまとめ

1.ユニバーサルサービスの確保の在り方

- 誰もが取り残されずに「ブロードバンド」が利用できる環境を整備
- メタル回線の縮退を見据えて「電話」が全国であまねく利用できる環境を効率的に確保

2.公正競争の確保の在り方

- 技術の進展等を踏まえてNTT東西の経営の自由度を向上（業務範囲）
- 我が国の通信全体を支えるNTTの通信インフラの適切な設置・維持を確保等

3.国際競争力の確保の在り方

- グローバル市場の獲得に向けた官民による戦略的・総合的な取組

4.経済安全保障の確保の在り方

- 外資総量規制と個別投資審査の両輪によるNTTの経営から外国の影響力を排除

5.NTTに関する担保措置等の在り方

- NTTの業務・責務の適切な履行を担保

公正競争の確保の在り方 関係

（「構造規制」と「行為規制」による「サービス競争」と「設備競争」の促進）

- ① 電気通信事業は、多額の設備投資が必要であり、自然独占性がある中で、**NTTが、電電公社から承継した全国的な線路敷設基盤や独占的な回線設備のシェア※¹を有している状況等に鑑み、「構造規制※²」と「行為規制※³」により必要な措置を講じ、「サービス競争※⁴」と「設備競争※⁵」の双方を促進することにより、「サービスの多様化・高度化、低廉化」と「ネットワークの高度化」の実現を図ることが適当。**

※¹ メタル回線で約93%、光ファイバで約73%（2023年度末）

※² 現在、構造規制としては、NTT法で、NTT持株やNTT東西の業務範囲等を定めている。

※³ 現在、行為規制としては、電気通信事業法で、ネットワークの開放義務や不当な優遇禁止等を定めている。

※⁴ 回線設置事業者（電気通信回線設備を自ら設置する電気通信事業者）に加えて、回線非設置事業者（回線設置事業者から電気通信回線設備を借りてサービス提供を行う事業者）も含めた競争

※⁵ 回線設置事業者間の競争

（「検証」を通じた規制のPDCA サイクルの確保）

- ② 技術革新が著しく市場環境の変化が激しい電気通信事業分野において公正競争を確保するためには、透明性をもって規制の遵守状況や競争環境を検証し、時代に即した規制の見直しを図る**規制のPDCAサイクル※**を法的に位置付けることが適当。

※ 「電気通信市場やその隣接市場としての非電気通信事業を含めた市場の画定（Plan）」、「制度の運用（Do）」、「市場評価や規制の遵守状況・実効性の検証（Check）」、「その結果を踏まえ、必要に応じた制度の見直し（Action）」というサイクル。現在、総務省の電気通信市場検証会議で行っている検証の枠組み等を参考にすることが適当。

(NTTが果たすべき役割)

- ③ **NTT東西の線路敷設基盤**（電柱・管路等）や**その上に設置された電気通信設備**は、他事業者による**同規模の構築・設置が事実上不可能**であること等に鑑みると、**NTTは、その線路敷設基盤等に関し、以下のような役割を果たすべきと考えられる。**
- ・ **我が国の通信インフラ全体を支える**※観点から、その**線路敷設基盤を適切に維持**するとともに、**その上に電気通信設備を適切に設置・維持**すること
 - ・ **設備競争を補完**する観点から、**電気通信設備の高度化**を図り、もって**電気通信サービスの多様化・高度化に寄与**すること

※ NTT東西の全国規模の線路敷設基盤は、同規模の基盤構築が事実上不可能な中で、全国津々浦々の利用者との間に「電気通信設備」を設置する上で特別な役割を担っている。また、NTT東西の電気通信設備は、他事業者によるFTTHの提供や携帯電話のエントランス回線（局舎と基地局との間の回線）にも利用されるなど、固定通信・移動通信双方のサービスの提供を支える基盤となっている。

(NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備の在り方)

- ④ NTT東西の**線路敷設基盤**は、我が国の通信インフラ全体を支え、通信サービスの安定的な提供等を確保する上で重要な役割を有すること等に鑑み、**その譲渡等**（処分行為を含む。）は、適切な対象範囲を検討した上で、**認可の対象とすることが適当。**
- ⑤ NTT東西の**電気通信設備の自己設置要件**は、**通信サービスの安定的な提供の確保と自己設置する電気通信設備の高度化を通じて設備競争の補完を図る役割**を有することに鑑み、**引き続き維持することが適当**※。

※ 今回本来業務とする**県間業務**（後述）については、これまで他者設備による実施で特段問題が生じておらず、新たに対象とする必要性は高くないこと等から、**自己設置要件の例外として扱うことが適当。**

(NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方)

- ⑥ アクセス部門の分離の4案^{※1}を多角的な観点から検討^{※2}した結果、現時点では、以下の点等から、**直ちにアクセス部門の分離を行うのではなく、公正競争確保の措置を着実に講じ、その効果を見極めることが適当**。その上で、利用の同等性・公平性の確保に**問題が生じている場合は、アクセス部門の分離を含む措置を改めて検討**することが適当。
- ㊦ **アクセス部門の分離**は、現時点では、以下の点等に鑑みれば、**費用対効果の観点からは最善と言い切れないこと**
- ・ 利用の同等性・公平性の確保が一層徹底されサービス競争に資すると考えられる一方、設備の高度化やコスト効率化が確保されず設備競争の後退の懸念があること
 - ・ 分離に伴い相当のコストを要すること、既存株主への影響を考慮する必要があること
- ㊧ ㊦に鑑みると、**まずはアクセス部門の分離の趣旨である利用の同等性・公平性の確保**について、ネットワークの開放ルール等の見直しを含む**他の手段で措置できないかを検討**することが適当であること

※1 「NTT東西が引き続きアクセス部門を運営」、「NTTグループ内で別会社化」、「資本分離（NTTグループ外で別会社化）して国有化」、「資本分離して民営化」

※2 通信政策との関係からは、「通信政策として確保すべき事項」である「ユニバーサルサービスの確保」、「公正競争の確保」、「国際競争力の確保」、「経済安全保障の確保」の観点から検討し、実現可能性の観点からは、「分離に伴うコスト」、「既存株主への影響」について検討。

(NTT東西の分離の在り方)

- ⑦ NTT東西の分離には、以下のような公正競争上の意義があることに鑑みると、NTTは、まずはコスト削減策等の**他に採り得る手段を検討・実施すべき**であり、**NTT東西の分離は、引き続き維持**することが適当。
- ・ 「**比較競争**」による非効率の排除：東西間の料金の差異・コスト構造の比較等により**効率化の検証が可能**
 - ・ 「**直接競争**」による独占の弊害抑止[※]：**地域の事業者が設備競争ができる環境を下支え**する効果
- ただし、NTT東西の経営環境は厳しさを増しているため、**NTT東西の分離の在り方**については、NTT東西の経営状況等を注視しつつ、公正競争への影響、他に採り得る手段等を踏まえ**引き続き検討**することが適当。

※ NTT東西が、相手方の業務区域に相互に参入し得る市場構造にすることによって、各地域における独占の弊害の抑止を図るもの。

(NTT東西の本来業務の在り方)

- ⑧ メタル固定電話を含め、距離に依存しないIP網で提供される状況の中で、**県内業務と県間業務を区別する競争政策上の意義が希薄化している**こと等に鑑み、NTT東西の**県域業務規制**（本来業務を県内通信とする規制）を撤廃し、**本来業務は、「東/西日本地域内における通信」を媒介するサービスを提供する業務を基本とし、移動通信業務やISP業務等、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務は、実施を認めないことを明確化することが適当。**

(NTT東西の本来業務以外の業務（活用業務）の在り方)

- ⑨ **活用業務の実施要件（本来業務や公正競争に支障がないこと）**は、緩和した場合、サービスの適切かつ安定的な提供や公正競争に支障が生じる懸念があるため、**引き続き維持した上で、活用業務は類型化が進展している状況**等に鑑み、**経営自由度の向上**を図る観点から、**実施要件の確認は事前届出から事後検証にすることが適当**※。

※ 本来業務と同様に、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務は、実施を認めないことを明確化することが適当。

(NTT持株による事業の実施の在り方)

- ⑩ NTT持株の本来業務である**基盤的技術の研究**について、その成果を死蔵させず「死の谷」を乗り越えるためには、**NTT持株自身が研究成果の実用化業務に取り組むことが必要かつ効果的**である場合も考えられる。

他方、事業リスクを抱えることによる**本来業務への支障**や電気通信事業の関連事業の実施による**公正競争への支障**が懸念され、NTTから**具体的ニーズが示されていない**こと等に鑑みると、**研究成果の実用化業務**は、研究開発の動向や具体的ニーズ等を踏まえつつ、**NTT持株の在り方や公正競争との関係を含め、引き続き検討することが適当。**

(NTTに対する累次の公正競争条件の在り方)

⑪ NTTに対する**累次の公正競争条件**（NTT再編時等に課した条件）※¹は、NTTの**巨大性・独占性の弊害等を排除**する観点から**基本的に必要**であるところ、時代に即して現行化が必要な条件があると想定されることから、**個別の条件ごとにその要否・適否を検討し、必要な見直しを行うことが適当**。

また、見直しを行った結果、**必要とされる累次の公正競争条件**については、法的安定性や実効性の確保等の観点から、電気事業法で法定されているグループ内事業者とのファイアウォール措置※²等を踏まえ、**法定化した上で、その遵守状況は引き続き検証を行うことが適当**。

※1 NTT東西のネットワークの公平な提供、各種取引条件等の公平性の確保、在籍出向及び役員兼任の禁止 等

※2 各種取引条件等の公平性の確保、在籍出向及び役員兼任の禁止が法律上規定

(グループ内の組織再編)

⑫ 経営判断によりグループ内の組織再編を行うことは基本的に妨げるべきでないが、**市場支配的事業者**※¹については、グループ内会社との合併等を通じ、**禁止行為規制**（グループ内会社の不当な優遇等を禁止）が**潜脱されることを防止する必要があること等から、登録の更新制**※²の**対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査**できるようにすることが適当。

この際、できる限り規制コストを最小化し、自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点から、**合併等の審査の対象は、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限定することが適当**。

※1 「第一種指定電気通信設備（一種指定設備）を設置する電気通信事業者（一種指定事業者＝NTT東西）」と「第二種指定電気通信設備（二種指定設備）を設置する電気通信事業者（二種指定事業者）のうち一定の収益シェアを有する者（＝NTTドコモ）」。市場支配的事業者には、特定の電気通信事業者（NTTドコモの場合は、グループ内の指定された事業者に限る。）に対する不当な優遇等が禁止。

※2 一種指定事業者や二種指定事業者について、グループ外の大規模事業者（他の一種指定事業者・二種指定事業者等）との合併等を審査するもの。

(メタル固定電話の接続ルールの在り方)

- ⑬ **メタル固定電話固有の設備**について、「**IP網への移行後**（2025年1月～）も**LRIC方式**※¹で**接続料を算定**」するとの考え方※²を**変更する必要はない**が、今後、2035年頃を目途としたメタル固定電話の縮退が見込まれるなど、大きな環境変化が想定されるため、NTTによる策定が見込まれる**メタル回線設備の具体的な移行計画等を踏まえ**、メタル固定電話の接続ルールの在り方については、**適時適切に検討**することが**適当**。

- ※1 非効率性を排除するため、仮想的なモデルに基づき費用を算定する方法。電気通信事業法上、一種指定設備に係る機能のうち、「高度で新しい技術の導入によって、その機能に係るサービス提供の効率化が相当程度図られると認められる機能」の接続料算定に用いることとされている。
- ※2 2021年の情報通信審議会答申では、メタル固定電話のみが利用する設備（メタル収容装置等）に係る接続料原価は、NTTから非効率性排除の明確な見通しが示されなかったこと等を踏まえ、IP網への移行後も、LRIC方式で算定することが適当とされた。

(利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方)

- ⑭ **卸役務**は、引き続き**相対契約を基本**とすることが**適当**であるが、一種・二種指定事業者の交渉力の優位性等に鑑み、適正性等の確保を厳格に検証する必要があるため、引き続き**事業者間協議の状況を注視しつつ検証**※等を**行い**、**課題が生じていると認められる場合は**、卸役務に関する**ルールの在り方を適時適切に検討**することが**適当**。

- ※ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン（2020年策定）」に基づくNTT東西の光回線の卸料金やMNO3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）のモバイル音声卸の検証等

(5Gにおけるネットワーク開放の在り方)

- ⑮ **5G（SA方式**※¹）の**機能開放**※²については、2024年6月に、MVNOの要望が多い「**L2接続相当**」の**国際標準化が確定**したこと等を踏まえ、今後も**事業者間で精力的に協議を行う**ことが**適当**であるが、**MVNO**は、機能開放により**実現したいサービスの明確化**を行い、MNO・MVNO双方で相互理解を深めるように努めるとともに、**MNO**は、必要な**情報提供を適切に行う**ことにより、**MNOとMVNOが同時期にサービス提供を開始できるようにすることが適当**。

- ※1 Stand Alone方式。5G専用のコア網で5G基地局を動作させる方式で、5Gの特徴である「超高速」「超低遅延」「同時多数接続」の全てに対応可能な方式。

- ※2 「L3接続相当（サービス卸）」、「L2接続相当」、「ライトVMNO（スライス卸/API開放）」、「フルVMNO（RANシェアリング）」の4種類の機能開放を協議中。

(禁止行為規制の在り方)

- ⑯ **現在、市場支配的事業者が目的外利用・提供を禁止される情報は、接続関連情報であるところ、卸役務に関する情報を目的外利用・提供した場合も、同様に不当な競争が引き起こされる蓋然性が高いことから、市場支配的事業者に目的外利用・提供を禁止する情報に、卸役務に関する情報を追加することが適当。**
- ⑰ **移動通信分野における禁止行為規制の対象事業者について、収益シェアの状況等に鑑み、現在NTTドコモのみが指定されていることには合理性があると考えられるが、今後のMNOの収益シェアの推移やモバイル市場の競争状況等を注視しつつ、引き続き検討を行うことが適当。**

(線路敷設基盤の開放の促進の在り方)

- ⑱ 線路敷設基盤の開放は、使用の手続や対価等をガイドライン※で定めることにより図っているところ、NTT東西の電柱等について自己・他者利用でリードタイムに差があるとの意見があり、また、ガイドラインでは、自己・他者利用の同等性確保について明確でないこと等を踏まえ、総務省では、自己・他者利用の同等性が確保されていないと考えられる事例の実態を検証し、その結果、必要な場合には、ガイドラインの見直しを含めて、必要な措置を講ずることが適当。

※「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」

(インフラシェアリング事業の促進の在り方)

- ⑲ 不採算地域を含む効率的な基地局設置のためには、鉄塔等のインフラシェアリングの促進が重要であるため、土地等の所有者の私権の制限に留意しつつ、以下の要件等を課した上で、他者に鉄塔等を貸し出す事業を行うインフラシェアリング事業者は、認定電気通信事業者※と同様の公益事業特権（土地の使用等に係る権利）を付与することが適当。
- ・ 鉄塔等が回線設置事業に利用されることを担保すること
 - ・ 回線設置事業者が鉄塔等を利用する場合の適正性や公平性、安定性等を担保すること

※ 回線設置事業を営み、又は営もうとする者のうち、総務大臣の認定を受けた電気通信事業者。認定電気通信事業者は、土地収用法の手続よりも簡易な手続で、他人の土地等の使用権の設定等を受ける権利（公益事業特権）の付与を受けることができる。

(電報事業の規律の在り方)

- ⑳ **電報事業** (国内：NTT東西、国際：KDDI) については、**利用が大幅に減少**※1し、**代替手段** (電子メール等) も普及する中で、国民生活における最低限の通信手段として**全国あまねく確保する必要性が低下**しており、その観点から設けられている**電気通信事業法に基づく特別な規律** (事業の休廃止や業務区域の変更許可、コストベースの料金認可等) を課す**必要性も低下**していることから、他の電報類似サービスと同様に、**信書便法に基づく規律を課すことを基本とすることが適当**※2。

※1 国内電報：377万通 (2022年)。ピーク時 (1963年) の9,461万通から96%減 国際電報：307通 (2023年度)。直近25年で1/350に減少

※2 電気通信事業法に基づく規律を廃止した場合も、NTT東西やKDDIは、電報事業に係る業務区域や料金・提供条件の変更等を行う場合は、十分な期間を設けて利用者への事前周知を丁寧に行うなど、既存利用者の保護を図るための措置を適切に講ずることが必要。

(メタル固定電話の料金規制の在り方)

- ㉑ **メタル固定電話**については、今後も**契約数の更なる減少**により**利用者利益への影響も更に低下**が見込まれること等を踏まえ、その料金は、**プライスカップ規制** (料金水準の上限を規制) の**対象外とすることが適当**※。

※ プライスカップ規制は、ユニバーサルサービスとしてのメタル固定電話の料金低廉性を確保する役割も果たしている。現在、ユニバーサルサービスWGでは、ユニバーサルサービスの料金低廉性の確保の在り方を検討しているため、メタル固定電話の料金規制の在り方は、その結果等と整合性を図りながら、整理することが適当。

(ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方)

- ㉒ 現在の電気通信事業法の**規律体系は、「回線設置」や「通信の媒介」の有無、「設備」と「機能」の一致**※等を前提に構築されているところ、**回線非設置事業** (ネット関連サービス等) の**拡大**や、**仮想化した機能のクラウド化**等による**「設備」と「機能」の分離**の進展等が見込まれる中で、法目的を適切に達成するための規制の対象や内容など、**時代に即した規律の体系の在り方**について、まずは**今後のネットワーク環境や利用形態等の変化を注視することが適当**であるが、**必要な場合には、時機を逸することなく、慎重かつ丁寧な検討を行うことが適当**。

※ その設備が提供する機能はその設備が内蔵

ユニバーサルサービスの確保の在り方 関係

－ 誰もが取り残されずに「ブロードバンド」が利用できる環境を整備 －

- ブロードバンドは、デジタル社会の基幹インフラ。誰もが利用できる環境を確保するため、「**未整備地域**（約5万世帯）の**解消**」と「**公設光ファイバ**（504市町村・約150万世帯以上）の**民設移行の促進**」が課題。
- この解決には、「整備費」への予算補助、「維持費」へのユニバーサルサービス交付金（関係事業者が負担金を拠出）の補填等はあるが、**電話と異なり、提供者がいない地域でブロードバンドを提供する責務を担う者がいない状況**。
- また、**不採算地域の効率的なカバー**には、有線（光ファイバ）だけでなく、**無線**（モバイル網）の**積極的な活用**が必要。

取組の方向性

- 固定ブロードバンドが、**全国あまねく利用できる環境を整備**するため、**以下の取組**を行うことが適当。
 - ① 各地域で複数事業者がサービス提供している状況等を踏まえ、ブロードバンドを提供する責務として、**最終保障提供責務**（他事業者が提供していない地域において利用希望者に対し提供する責務）を**新設**する（※）。

※ 当該責務の履行に係る費用を補填するため、ユニバーサルサービス交付金制度の見直しを行う。
 - ② 最終保障提供責務の担い手は、**適格事業者**（申請により指定を受けて交付金を受ける者）**がいる地域では適格事業者**とし、**適格事業者がいない地域ではNTT東西**とする。
 - ③ 責務の担い手が、設備の貸出し等の**協力を求めた場合は**、近隣の事業者には、その**協議に応じる義務**を課す。
 - ④ 無線による効率的なカバーを可能とするため、（混雑による品質低下の懸念が少ない）**不採算地域等に限り、モバイル網による固定ブロードバンド**（ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型））を**ユニバーサルサービスに追加**する。
 - ⑤ 料金の低廉性確保のため、**都市部以外では、都市部を上回る料金の設定を原則禁止**する。

－メタル回線の縮退も見据えて「電話」が全国あまねく利用できる環境を効率的に確保－

- NTT東西のメタル回線設備は2035年頃に維持限界の見込み。メタル回線による固定電話(メタル固定電話)の契約数は減少傾向にあるが、**当面は相当数残存**(2030年:約730万)するため、**既存利用者を保護しつつ、円滑な移行促進が必要**。
- **計画的移行は当面しない**ため、利用者減で収入は減少する一方、設備費は大きく変わらず、**今後、NTT東西の赤字は拡大見込み**。交付金肥大化による国民負担の増加を回避するため、**無線の活用等による効率的な提供も必要**。
- また、利用実態等を踏まえ、**居住地域での携帯電話をユニバーサルサービスに位置付けるかどうか**も論点。

取組の方向性

- 固定電話全体の契約数は**5千万件超**。引き続き固定電話の**あまねく提供を効率的に確保**するとともに、メタル固定電話の利用者の移行先を拡大し、**メタル回線設備の円滑な縮退**を図る観点から、**以下の取組**を行うことが適当。
 - ① 無線による効率的な提供と既存利用者の移行先を確保するため、**モバイル網固定電話**(モバイル網による固定電話)を**ユニバーサルサービスに追加**する。
 - ② ①により、固定電話の提供者に携帯電話事業者も加わり、複数事業者が連携した効率的なエリアカバーが可能となるため、**電話のあまねく提供責務**(他事業者の提供地域でも提供責務を負う)は、**最終保障提供責務に見直す**。
 - ③ **責務の担い手、近隣事業者の協議応諾義務、料金規制はブロードバンドの場合**(P3②③⑤)と同様とする。なお、利用者保護のため、**メタル固定電話の利用者の残存区域**では、**NTT東西の業務区域の縮小は制限**する。
 - ④ **NTTは、メタル回線設備の移行計画を早急に策定し、総務省は、関係者の意見等を聴きながら検証**する。
- **携帯電話をユニバーサルサービスとすることは**、各社が自主的に整備を進める中でその経営状況に鑑みると交付金での補填に理解が得られにくく、技術的課題もあること等から、**今後の技術の進展等を踏まえ、継続検討**が適当。

参 考

ーグローバル市場の獲得に向けた官民による戦略的・総合的な取組ー

- 我が国のICT分野のデジタル収支の赤字額は、5.4兆円（2023年）で過去10年で2倍以上に拡大。
- 我が国企業の研究開発や新サービスの創出等が伸び悩むと、海外依存が高まり、経済安全保障や競争上も問題。
- グローバル市場では、オール光ネットワーク、オープンRAN、海底ケーブル、データセンター等のAI社会を支えるデジタルインフラの需要が増大。旺盛な海外需要を取り込むため、国際競争力強化に官民が戦略的に取り組むことが重要。

取組の方向性

（出口を見据えた総合的な取組）

- ・ 「技術で勝っても商売で勝てない」という問題意識の下、2024年6月の情報通信審議会答申も踏まえ、研究開発、国際標準化、社会実装・海外展開等を有機的に連携させ、総合的に取り組むことが必要。
- ・ NTTは、2024年のNTT法改正（研究開発責務の廃止等）を踏まえ、IOWN構想に基づく製品・サービスの国内外への普及等を通じたビジネスとしての成功という出口を見据えた上で、一層の取組の加速化が強く期待。

（研究開発及び国際標準化に関する取組）

- ・ 総務省は、研究開発及び国際標準化について、先進的技術の社会実装や海外展開を見据えて覚悟を持って取り組む民間事業者の後押しをしていくことが必要。
- ・ NICTの基礎的・基盤的な研究機能や外部への資金供給機能等に加え、今後はNICTの産学官の取組の中核としての役割がより一層求められることを踏まえ、その機能強化策等について戦略的に検討を深めていくべき。

（海外展開に関する取組）

- ・ 海外市場の獲得に向けて、事業者のニーズに対応して、従来よりも大規模なプロジェクト支援を行い得る環境の整備が必要。また、引き続き、関係省庁・関係機関との連携やJICT（株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構）によるリスクマネー供給を強化しつつ、官民を挙げて海外展開に関する取組を推進することが重要。

－外資総量規制と個別投資審査の両輪によりNTTの経営から外国の影響力を排除－

- **通信事業者**には、**外為法の個別投資審査**（外国投資家による1%以上の株式取得等を事前届出により個別審査^(※)）が課され（外為法のコア業種）、**更にNTTには、NTT法の外資総量規制**（外国人議決権等割合が1/3以上を禁止）が課されている。
※ コア業種の**10%未満の株式取得**は、免除基準（役員に就任しない等）の遵守を前提に、**事後報告で実施可（事前届出の免除制度）**
- **NTTから、外資総量規制**について、「世界的に撤廃するのが潮流」、「受け入れるべき投資も制限」、「データやモバイルの設備情報も重要でNTTのみ規制する合理性は失われている」等から**廃止し、個別投資審査を強化すべき**との意見。
- 財務省は、**外為法の個別投資審査**について、例えば、**投資家属性に照らして経済安全保障上のリスクが典型的に低いと認められない外国投資家が事前届出の免除制度を利用できないようにする等、制度見直しを検討中。**

取組の方向性

- NTT法の**外資総量規制**は、以下の点から、**維持**することが適当。また、規制の実効性確保のため、**遵守状況等を定期的に確認する制度を導入することが適当。**
 - ・ 経済安全保障上のリスクが高まる中で、NTTの通信インフラが**我が国の通信全体を支える公共的な役割**に鑑みれば、**NTTのみに課す必要性**はあること
 - ・ 外国人等議決権割合が**1/3以上になっても配当は制限されないため、配当目的の取得には支障が生じないこと**
 - ・ **外為法の個別投資審査は日本居住の外国人による投資は対象外で、国籍要件を採用するNTT法の外資総量規制の代替は困難**であること
- **個別投資審査の強化**は、**経済安全保障上のリスクに対し有効な措置**である一方、審査終了まで株式取得が認められず、**投資家への影響**など検討が必要。この点、**外為法の制度見直しの検討は、両者のバランスに配慮したものであり、国際約束との整合性が認められるのであれば望ましい。**その対応状況等を踏まえつつ、**継続検討が適当。**

－NTTの業務・責務の適切な履行を担保－

- **2024年のNTT法改正**では、国際競争力の強化を図る観点から、NTTの研究開発に関する責務を廃止するとともに、担保措置について、**外国人役員規制の緩和、役員選解任認可の緩和、剰余金処分の認可の撤廃**を実施。
- 現在、NTTの業務・責務の適切な履行を担保するため、NTT法では、外資総量規制や外国人役員規制のほか、
 - ・ 政府の**株式保有義務**（NTTの1/3以上の株式の保有）
 - ・ **定款変更、合併等**や**事業計画の認可制、財務諸表の提出義務**等が設けられている。

取組の方向性

（担保措置）

- ・ 今回、NTT持株・東西の**目的・業務に基本的に変更はない**ため、**担保措置の必要性も基本的に変わりはない**。
- ・ NTTの通信インフラの我が国の通信全体を支える公共的な役割に鑑み、NTTの経営の安定と適正な事業運営を確保するため、**政府の株式保有義務は、維持**することが適当。
- ・ **定款変更、合併等、事業計画等の認可**は、組織・運営や事業遂行に関する重要事項であり、**維持**が適当。
- ・ ただし、**NTT東西の合併等認可**は、前述のとおり、「**小規模な非電気通信事業者**」との**合併等は対象外**とし、**財務諸表の提出義務**は、公表資料が入手可能であるため、**撤廃**することが適当。

（法形式）

- ・ 「引き続き**NTT法に規定**する案」と「**電気通信事業法に規定し、結果としてNTT法を廃止**する案」の主に二つが考えられるが、**総務省において**、それぞれの特徴等を踏まえ、我が国の法体系との整合性など法技術的な面にも留意した上で、**必要な規律を適切かつ確実に担保できる形式を検討**することが適当。

- 時代に即した見直しを迅速に行うため、総務省においては、下記の29項目について、速やかに制度整備を行うことが適当。

1. ユニバーサルサービスの確保に関する事項

- ① 電話のユニバーサルサービスについて、NTT東西のワイヤレス固定電話の地域限定を緩和するとともに、モバイル網固定電話を追加する。
- ② ブロードバンドのユニバーサルサービスについて、未整備地域等に限定して、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を追加する。
- ③ 電話のあまねく普及責務は、最終保障提供責務に見直す。この際、メタル固定電話の利用者の残存区域では、NTT東西の業務区域の縮小は制限する。
※ メタル回線設備については、NTTが移行計画を策定し、総務省で検証
- ④ ブロードバンドについて、最終保障提供責務を新設する。
- ⑤ 第一種適格電気通信事業者（電話）と第二種適格電気通信事業者（ブロードバンド）の義務は、最終保障提供責務に見直す。
- ⑥ 最終保障提供責務を担う者は、適格電気通信事業者がいる地域では適格電気通信事業者とし、適格電気通信事業者がいない地域ではNTTとする。
- ⑦ 最終保障提供責務を担う者が、他事業者の業務区域や役務提供義務の有無等を確認できる仕組みを設ける。
- ⑧ 最終保障提供責務を担う者が、他事業者に、責務の履行に必要な協力（設備の貸出し等）を求めた場合は、当該他事業者に協議に応じる義務を課す。併せて、協議開始命令など、当該協議の実効性を確保する制度を設ける。
- ⑨ ユニバーサルサービスの提供者が、業務区域を縮小する場合は、利用者への事前周知や事前届出を義務付ける。
- ⑩ 電話のユニバーサルサービス交付金制度については、当分の間は、内部相互補助を前提とする現行制度を基本的に維持した上で、最終保障提供責務への見直し等に伴い必要な補正を行う。
- ⑪ ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度については、支援区域外での最終保障提供責務の履行費用を補填する措置を講ずるとともに、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、「一者以下提供要件」の「一者」とは扱わないこととする。
- ⑫ ユニバーサルサービスの提供者には、都市部以外の地域で、都市部を上回る料金の設定を原則認めないこととする。
- ⑬ ①・②・⑧に関し、NTT東西が他者設備を利用する場合は、設備の自己設置要件の例外に追加する。
- ⑭ NTT東西の線路敷設基盤の譲渡等について、規制コスト等を踏まえ対象範囲を検討した上で、認可制を導入する。また、重要な電気通信設備の譲渡等の認可を含めて、認可対象となる行為には「処分」を含めることとする。

2. 公正競争の確保に関する事項

- ① NTT東西の本来業務について、県域業務規制を撤廃し、「東日本地域又は西日本地域における通信」を媒介するサービスを提供する業務を基本とする。

- ② NTT東西の活用業務（電気通信業務以外の業務を含む。）について、事前届出制を見直し、NTT東西が活用業務の実施基準の作成・届出を行った上で、総務省において実施基準の遵守状況を事後検証する。
- ③ NTT東西の目的達成業務や目的業務区域外の地域電気通信業務は、事前届出制から事後届出制に緩和する。
- ④ NTT東西が、移動通信業務やISP業務など、公正競争の確保に支障が生じるおそれがある業務は実施できない旨を法律上明確化する。
- ⑤ ①の県域業務規制の撤廃に伴い、NTT東西が県間設備について他者設備を利用する場合は、設備の自己設置要件の例外に追加する。
- ⑥ NTT東西の線路敷設基盤の譲渡等について、規制コスト等を踏まえ対象範囲を検討した上で、認可制を導入する。また、重要な電気通信設備の譲渡等の認可を含めて、認可対象となる行為には「処分」を含めることとする。【1⑭の再掲】
- ⑦ NTTの累次の公正競争条件（在籍出向の禁止等）について、時代に即して現行化を行った上で、電気事業法の例を参考に、必要なものを法定化する。
- ⑧ 市場支配的事業者（一種指定事業者と、二種指定事業者のうち一定の収益シェアを有する者）について、登録の更新制の対象に、公正競争に影響を及ぼすおそれが大きいグループ内会社との合併等を追加する。
- ⑨ 市場支配的事業者について、目的外利用・提供が禁止される情報に、卸役務に関する情報を追加する。
- ⑩ 鉄塔等の貸出しを行うインフラシェアリング事業者について、認定を受けた場合は、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する。
- ⑪ 国内電報・国際電報の事業について、電気通信事業法に基づく特別な規律を廃止し、信書便法に基づく規律を課すこととする。
- ⑫ NTT東西のメタル固定電話や公衆電話は、プライスカップ規制の対象外とする。【関連：1⑫】
- ⑬ 公正競争の確保に関し、検証を通じた規制のPDCAサイクルを法定化する。

3. 経済安全保障の確保に関する事項

- ① NTTの外資総量規制について、電波法や放送法の例に倣い、その遵守状況等を定期的に確認する制度を導入する。

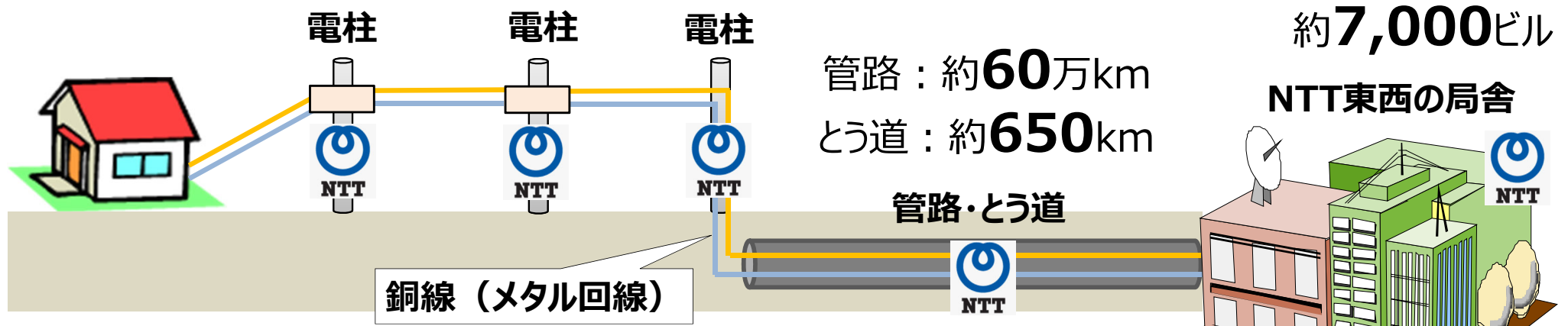
4. NTTに関する規律の担保措置に関する事項

- ① NTT東西の合併等の認可について、小規模な非電気通信事業者との合併等は対象外とする。
- ② NTTの財務諸表の提出義務は、撤廃する。

- NTTが電電公社から承継した**全国津々浦々の線路敷設基盤**（電柱、管路・とう道等）やその上に設置された**通信回線**（光ファイバや銅線（メタル回線））は、**固定通信・移動通信サービスの双方**において**重要な公共的役割**を果たしている。

固定通信サービス

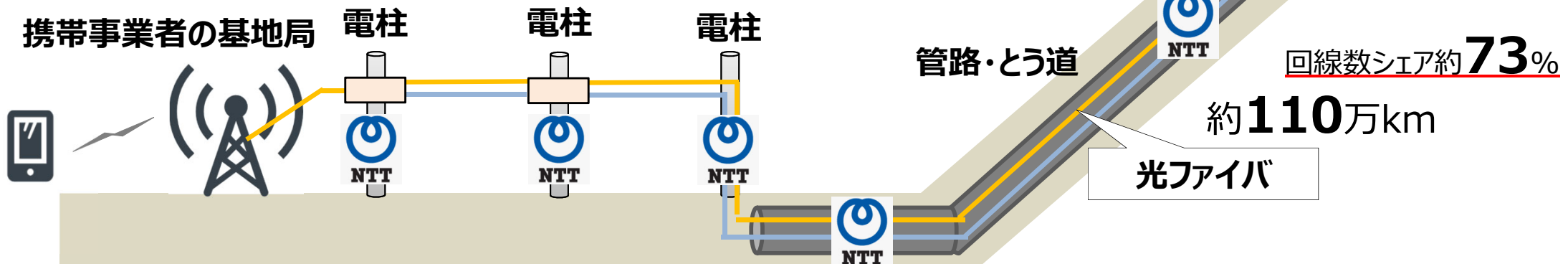
約**1,190**万本



移動通信サービス

約**100**万km

回線数シェア約**93%**



- モバイル網固定電話とは、**モバイル網（携帯電話網）**により提供される**固定電話**であり、現在、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクによって、**NTT東西の固定電話より低廉な料金**で提供されている。

ネットワーク構成の例

